

法務委員会 質問要旨

2019年4月10日

国民民主党 階 猛

1. 債権者の給与債権に関する情報取得手続について、「身体の侵害による損害賠償請求権」には精神的苦痛を与えた者への慰謝料請求権は含むか。

(法務省政府参考人)

2. 上記請求権と他の請求権を合計した金額について執行力ある債務名義の正本を有する債権者は、上記手続の申立権を有するか (法務省政府参考人)

3. 上記手続の申立権者を迅速かつ確実に救済する必要性を考慮すれば、財産開示手続を経ずに給与債権に関する情報取得を認めるべきではないか (法務大臣)

4. 第三者からの情報取得手続後に債務者の住所変更があった場合、差押えが「空振り」に終わる危険はないのか (法務大臣)

5. 差押禁止債権の範囲の変更の申立てが濫用されないよう、審尋の際の虚偽陳述等について罰則を設けるべきではないか (法務大臣)

6. 改元後に改正法が公布された場合、附則3条の法律番号や法律の略称はどのように扱うのか (法務大臣)

以上